

議案第76号

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する<u>法律施行令</u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び<u>自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け</u>を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、<u>当該死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)</u>を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び<u>同法施行令</u> <u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し</u>、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、<u>並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付</u>を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、<u>死亡者により生計を主として維持していた遺族</u> <u>を先にし、その他の遺族を後にする。</u></p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者</p>

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時において、当該死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、当該死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）が存するときは、当該兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給する。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3・4 (略)

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)～(3) (略)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア～ウ (略)

エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合

_____ 350
万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 (略)

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、_____実父母を後にする。

3・4 (略)

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)～(3) (略)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア～ウ (略)

エ 住居の全体が滅失した場合（滅失には、全

壊、全焼、流失のすべてを含む。） 350
万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 (略)

<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>延滞の場合を除き、その利率を年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金の<u>償還</u>は、年賦償還又は半年賦償還<u>の方法によるものとする。</u></p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることが出来る。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き</u> 年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金_____は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>貸付金_____の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還する</u> ことが出来る。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成30年7月5日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

提案理由

災害弔慰金を支給する遺族の順位を明確にするため。

